

広島県告示第九百六十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定によつて、平成二十三年広島県告示第九百二十二号で設定した次の鳥獣保護区の存続期間を更新し、令和三年十一月一日から施行する。

令和三年十月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 更新する鳥獣保護区

横倉鳥獣保護区、千田町鳥獣保護区、大野町鳥獣保護区、牛田山鳥獣保護区、蓮華寺山鳥獣保護区、阿弥陀山鳥獣保護区、大峯山鳥獣保護区、万古渓鳥獣保護区、上黒瀬小学校林鳥獣保護区、王泊鳥獣保護区、樽床鳥獣保護区、八千代鳥獣保護区、陀峯山鳥獣保護区

二 一のうち区域表示を変更して更新する鳥獣保護区

千田町鳥獣保護区

福山市地内の一般国道三一二号と一般県道坪生福山線との交点を起点として、同所から同一般国道を北東方に進み、一般国道一八二号との交点に至り、同所から同一般国道を南東方に進み、福山市道南蔵王一九号線との交点に至り、同所から同市道を南西方に進み、一般県道坪生福山線との交点に至り、同所から同一般国道を西方に進み、起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで